

議案第99号～第101号 参考資料

令和4年12月定例会 産業建設常任委員会 資料
 関連議案番号：議案第99号～第101号
 所管課名：産業経済部農村整備課・農業振興課

令和3年度 指定管理業務評価結果

凡例	評価区分	評価基準
	A (優れている)	指定管理者が実施している業務が、独自の工夫を加えるなど仕様書・協定書の要求水準を十分に満たしている
	B (標準的である)	指定管理者が実施している業務が、仕様書・協定書の要求水準を満たしている
	C (やや劣っている)	業務の一部に仕様書・協定書の要求水準を満たしていないものもあり、改善が必要である
	D (技術的な改善が必要である)	実施している業務は仕様書・協定書の要求水準を満たしておらず、技術的な改善が必要である

議案番号	施設名	指定管理者	設置管理条例	指定管理期間		所管課	新規・継続	利用状況等 (人・円)								公共サービス履行等に関する評価項目 (分類)					総合コメント 特記事項等 (成果・課題)
				自	至			延べ利用者 人数	利用料金 収入	指定管理料	その他 収入	収入計	支出計	収支	業務実 施体制	業務の 内容・ 水準	経費の 収支等	その他	総合		
99	大河原ふれあい広場	大河原区自治会	農村公園条例	令和5年4月1日	令和8年3月31日	農村整備課	継続	1,556	872,500	132,000	25,910	1,030,410	1,030,410	0	B	B	B	A	B	コロナ禍により利用者が減少したが、おおむね適正に管理されているが、施設譲渡においては、地元との協議が難航している。	
100	甲賀市大河原ふれあいホール	大河原区自治会	農村集落センター条例	令和5年4月1日	令和8年3月31日	農村整備課	継続	332	0	0	560,219	560,219	560,219	0	B	B	B	B	B	おおむね適正に管理されているが、施設譲渡においては、地元との協議が難航している。	
101	甲賀市生産物直売・食材供給施設田代高原の郷	有限会社 秀明ナチュラルファーム	農村集落センター条例	令和5年4月1日	令和8年3月31日	農業振興課	継続	4,661	469,491	0	69,000	538,491	861,640	-323,149	B	B	B	B	B	本年度は利用再開から2年目の年でしたが、レストランの利用者が増となったが、農産物販売がコロナの影響もあり扱えていない状況にある。	

非公募による指定候補者の選定理由書

<p>施設名称</p>	<p>大河原ふれあい広場</p>
<p>非公募とする根拠</p>	<p>【甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例】 (公募によらない指定候補者の選定等) 第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定候補者を選定することができる。</p> <p>(1) 指定施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。</p> <p>(2) 指定施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。</p> <p>(3) 指定管理者による管理を行っている指定施設（以下「指定管理施設」という。）において、当該指定管理施設の指定管理者が引き続き管理を行うことにより、当該指定管理施設に係る行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるとき。</p> <p>(4) その他市長が指定施設の適正な運営を確保するために特に必要と認めるとき。</p>
<p>非公募とする具体的理由</p>	<p>土地改良事業により整備した施設については、特定地域からの要望を受けて、地域の活性化を図る目的で整備する事から、地域の受益者により日常の維持管理をしてもらっている。また、整備にあたっては、国及び県の補助と併せて、受益者である地域からも地元負担をもらっていることから、公募することが適さない。</p>
<p>指定候補者</p>	<p>大河原区自治会</p>
<p>上記指定候補者を選ぶ理由</p>	<p>当該施設は、受益となる地域の施設として位置付けており、施設の効率的で効果的な活用をするためにも、当該地域の団体である大河原区自治会を指定管理者として指定することが適切と考えられる。</p>

非公募による指定候補者の選定理由書

施設名称	甲賀市大河原ふれあいホール
非公募とする根拠	<p>【甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例】 (公募によらない指定候補者の選定等)</p> <p>第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定候補者を選定することができる。</p> <p>(1) 指定施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。</p> <p>(2) 指定施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。</p> <p>(3) 指定管理者による管理を行っている指定施設（以下「指定管理施設」という。）において、当該指定管理施設の指定管理者が引き続き管理を行うことにより、当該指定管理施設に係る行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるとき。</p> <p>(4) その他市長が指定施設の適正な運営を確保するために特に必要と認めるとき。</p>
非公募とする具体的理由	<p>土地改良事業により整備した施設については、特定地域からの要望を受けて、地域の活性化を図る目的で整備する事から、地域の受益者により日常の維持管理をしてもらっている。また、整備にあたっては、国及び県の補助と併せて、受益者である地域からも地元負担をもらっていることから、公募することが適さない。</p>
指定候補者	大河原区自治会
上記指定候補者を選ぶ理由	<p>当該施設は、受益となる地域の施設として位置付けており、施設の効率的で効果的な活用をするためにも、当該地域の団体である大河原区自治会を指定管理者として指定することが適切と考えられる。</p>

非公募による指定候補者の選定理由書

施設名称	甲賀市生産物直売・食材供給施設 田代高原の郷
非公募とする根拠	<p>【甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例】 (公募によらない指定候補者の選定等)</p> <p>第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定候補者を選定することができる。</p> <p>(1) 指定施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。</p> <p>(2) 指定施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。</p> <p>(3) 指定管理者による管理を行っている指定施設（以下「指定管理施設」という。）において、当該指定管理施設の指定管理者が引き続き管理を行うことにより、当該指定管理施設に係る行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるとき。</p> <p>(4) その他市長が指定施設の適正な運営を確保するために特に必要と認めるとき。</p>
非公募とする具体的理由	<p>田代区からの要望を受けて、地域の活性化と農業振興を図る目的で補助金を受け整備された施設であり、設置目的の推進と維持管理費の節減及び地域住民の公平な利用を図るためにも、当該地域の団体・農業生産法人を指定管理者として指定することが望ましい。</p> <p>また、地元から今まで協力しながら運営してきた秀明ナチュラルファームに指定管理者になってほしいという要望書が前回から提出されており、このファームが管理者なら、引き続き運営に協力するとの意向である。さらに、この土地は地元より寄付されていることから、地元の意向を尊重することが望ましく、公募することが適さない。</p>
指定候補者	有限会社 秀明ナチュラルファーム
上記指定候補者を選ぶ理由	<p>当該施設は、平成24年度まで田代高原の郷管理組合が指定管理を受け営業を行っていたが、赤字が続いたため閉鎖されていた。</p> <p>営業再開に向け短期間の営業を行っていたが、地元区民だけでは営業が出来ず、地域と関係の深い農業生産法人である秀明ナチュラルファームの協力を仰ぎ営業を行っていた。</p> <p>秀明ナチュラルファームは令和2年度から指定管理者として営業を行っており、引き続き指定管理者として指定することが適切と考えられる。</p>

甲賀市指定管理者選定委員会 委員名簿

任期任期 【令和4年10月1日～令和6年9月30日】

(敬称略)

氏名	再・新任	委員構成区分	備考	
キノセ 黄瀬	マサノブ 正信	新	その他市長が適当と認める者	元金融機関、元商工会事務局長
ナカジマ 中嶋	ヨシノブ 慶喜	新	学識経験を有する者	社会保険労務士法人
フクヤマ 福山	タカノリ 孝徳	再	公の施設の利用者	地域区長会理事
マエノ 前野	サホ 沙穂	新	学識経験を有する者	税理士
モチヅキ 望月	ヨシヒロ 善博	再	その他市長が適当と認める者	元企業役員

順は五十音順